

政令指定都市の区長への任期付職員の登用等

川崎市

○ 取組の概要

現行法制度においては区長を政治職とすることには課題が多いため、任期付職員としての区長の外部からの登用などの具体化を検討。その後、任期付職員に関する条例制定を踏まえて、平成 17 年度より、任期付職員の区長を登用。

○ 川崎市の概要



川崎市の概要

市役所所在地

●神奈川県川崎市川崎区宮本町1

人口

●1,280,480人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

川崎市では、平成 15 年 11 月に、「区行政改革検討委員会」が設置された。この委員会は、分権時代に相応しい川崎市の区行政のあり方について検討を行うものであり、より積極的な地域主体のまちづくりを進める観点からの検討がなされてきていた。

2. 取組の具体的内容

- 「区行政改革検討委員会」では、具体的に、市民に身近なまちづくりの課題等について、事業局と区役所の的確な役割分担に基づく地域の課題を解決していく仕組みづくりや、地方自治制度の大きな変容を踏まえた区行政改革の方向などについて検討を行ってきた。その結果、平成 16 年 5 月に報告書が取りまとめられた。
- その中で、「**区長職の位置づけ**」について、以下のような提案がなされた。（本報告書では、これ以外にも、まちづくり拠点・総合的子育て支援拠点としての整備、市民協働の拠点としての整備、区民会議の設置、などが提案されている。）
 - ・ 区長が責任をもって地域課題に対応し区の特徴あるまちづくりを進めるためには、区長の予算に関する権限や事業調整権限の強化とともに、それに見合う区長職の位置づけが必要である。
 - ・ 現行法制度においては、区長を政治職とすることには課題が多いため、任期付職員としての区長の外部からの登用などの具体化について引き続き検討が必要である。
- 区長職の政治職化とは、「事務吏員」である区長を「市長の権限に属する事務の補佐、補助機関たる職員の担当事務の監督、長の職務の代理を職務とする市長の最高の補佐機関」に改めようとするものである。しかしながら、現行の地方自治法においては、区長は政令指定都市の事務吏員をもって充てることとされている。
- 任期付き職員として区長を外部から登用する方法は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を根拠とするもので、この法律に則って条例を

制定することにより、区長職の位置づけの強化を図ろうとする方法である。

3. 取組にかかる事業費

- 特に発生していない。(委員会報酬等のみ)

4. 取組の体制

- 川崎市における「区行政改革」に関する検討は、「総合企画局政策部」を中心に行われている。
- また、川崎市における「区行政改革検討委員会」は、以下の委員から構成されている。

委員長	辻 琢也	政策研究大学院大学教授
副委員長	岩崎恭典	四日市大学総合政策学部教授
	野口貴公美	法政大学社会学部助教授
	佐藤順子	女子栄養大学講師、高津区区政推進会議委員

5. 取組の成果

- 上記の検討を更に進めた結果、川崎市では平成 17 年 4 月から、同市宮前区において、全国の政令指定都市で初めて民間出身の区長を「任期付職員」として採用することとなった。同市にとっての任期付職員採用条例（平成 16 年 12 月施行）の適用第一号でもある。任期は 2 年。
- 区行政改革の一環で区長の外部登用を実施した。阿部市長は「行政と市民の距離を縮める目的で、市民活動でリーダーシップを発揮している市民にお願いした」と話した（毎日新聞、平成 17 年 2 月 23 日、一部修正）。

6. 今後の課題

- 区長の外部登用によって、市民の視点で地域の課題に対応し、区の実情に応じたまちづくりを、今まで以上に効率的かつ効果的に推進していくことが求められる。